

公告第229号

令和8年8月21日付け公告第218号を次のとおり変更する。

令和8年8月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 変更する業務

1 契約番号	2026003111
2 業務委託名	輪転機の賃貸借（長期継続契約）
3 施行場所	郡山市役所

2 第1 制限付一般競争入札に付する事項の追加

7 契約の形態	本市を賃借人、落札者を賃貸人とした二者間での賃貸借契約とする。 ただし、第三者賃貸方式（民法（明治29年法律第89号）第537条の規定に基づき、本市を賃借人、落札者を受注者、第三者を賃貸人とした三者間で契約を締結し、調達物件を受注者の責任において第三者をして本市に賃貸する方式をいう。）による契約も可能とする。
---------	--

3 第1の7の追加に伴い、旧第1の7を第1の8に繰り下げる。

4 第5 入札に参加する者に必要な資格の追加

7 本件入札における他の入札参加者の第三者賃貸方式による第三者でないこと。

5 第6 第三者賃貸方式による契約とする条件の追加

- 1 第三者賃貸方式により本件の仕様書の要件を満たす調達物件を貸し付けしようとする者は、調達物件を自ら賃貸できる能力を有するとともに、第三者である賃貸人たるリース会社（当該リース会社は、有資格業者名簿（物品調達のリース・レンタル業（事務用機器類））に登録されている者とし、本件入札において、自ら入札に参加する者又は第三者賃貸方式による2以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこと。）を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- 2 入札参加申請期限時点で上記条件を満たさない場合には、第三者賃貸方式によらないものとする。

6 第6の追加に伴い、以降の番号を順次繰り下げる。

7 第16 入札に関する注意事項の変更

2 その他必要な事項は、規則によるほか、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月28日制定）、実施要領、輪転機の賃貸借（長期継続契約）入札に係る留意事項（令和8年8月21日公告分）及び郡山市業務委託等電子入札参加者心得による。

8 変更理由

公告の文言に追加があり、修正したため。